

言語と言材

蒲谷 宏

はじめに

言語研究、言語教育のあり方、方法論などは、研究や教育の対象となる「言語」をどう規定するかによって決まってくると考えられる。その意味で、言語研究、言語教育の土台・足場となる「言語観」を明らかにしておく必要がある。

基本的な考察は以前にも試みたが、注¹ 本稿では、「言材」という考え方を導入することにより、言語は主体の行為であると規定する「言語＝行為観」の再提唱を行うことを意図している。

言語の規定は、帰納的に得られた結論というより、真理の仮定である。その規定が言語の研究・教育のあり方を決定すると同時に、その規定の当否はそれに基づいた具体的な言語の研究・教育の成果により決定されるということになろう。以上のことを前提として、本論に入りたいと思う。

1 「言語」の規定

1・1 「言語」とは音声あるいは文字を媒材とした表現行為または理解行為である。

これが、言語の最も広い定義である。この「言語」＝「表現・理解行為」とする考え方には、直接的には時枝誠記博士の「言語過程説」注² に拠っている。しかし、これは必ずしも時枝博士の独創というわけではない。時枝博士自身、言語過程説は「古い日本の国語研究に暗示を得たものである」（『現代の国語学』）ということを『国語学史』以来度々強調している。また「言語は活動である」と唱えたフンボルト（Wilhelm von Humboldt）など多くの言語学者によっても唱えられてきたものようである。注³ したがってここで重要なことは、この規定がだれの規定であるかを問題にすることではなく、「言語」＝「行為」という規定がすべての根本にあるということである。なお、ここに「行為」というのは、主体が、認識する、抽象する、分析する、統合する、区別する、概念化する、具体化する、

発声する、書写する、といった心的行為、動作までを含んだ概念である。ただしもちろんそれら個々の行為が言語というのではなく、そうした行為が一連のものとして、音声・文字を媒材とした表現・理解を形成するとき、その行為を「言語」と規定するわけである。

1・2 「言語」が「行為」であるということは、必然的に行為の主体が存在することを意味する。

音声あるいは文字を媒材とした表現行為または理解行為を行う主体を総称して「言語主体」とする。「言語主体」には「表現主体」と「理解主体」がある。

「言語」は具体的には、ある「言語主体」の行為としてのみ成立し、それ以外には成立し得ない。^{注4} しかし、言語主体は歴史的・社会的・文化的な制約の下に存在しているのであり、言語も当然それらによる影響・制約を受けているのである。また表現・理解の行為はそれが孤立したものとして成立するわけではなく、互いを前提とし合って行なわれる。そのため、基本的には表現・理解行為は「伝達行為」として規定される。言語を行ふ行為とする規定と、言語が歴史的・社会的・文化的な特徴を持つということとは矛盾しない。

重要なことは、「言語主体」をまったく離れて「言語」を考えることはできないということである。

1・3 「伝達行為」において、言語主体が捉えた言語主体自身を「自分」、表現・理解行為が向けられる対象となる者を「相手」とする。「相手」には「表現相手」「理解相手」がある。また、言語主体が捉えた、表現行為・理解行為が行なわれる時間的・空間的地点を「場」とする。「場」には「表現場」「理解場」がある。「相手」と「場」を合わせたものを「場面」とする。^{注5} 「場面」には「表現場面」「理解場面」がある。

1・4 「言語」が行為であるとすると、そこには行為をしようとする表現主体の何らかの意志・目的があることになる。それらを総称して「意図」とする。「意図」には「表現意図」と「理解意図」がある。「意図」も「場面」同様、言語に大きな影響・制約を与えるものとなる。このことは、言語研究・言語教育においても重要な概念となることを意味する。

1・5 「言語」が表現行為・理解行為であるとすると、「何について」の表現・理解なのか、「何を」表現し、理解するのかが問題となる。前者を「題材」、後者を「内容」とする。

「内容」は、主体の認識行為を経た、事態、思想、感情などにより成り立つと考えられる。

1・6 以上をまとめると、「言語」は次のように規定されることになる。

言語とは、ある主体が、ある場面（相手・場）において、ある意図をもって、ある題材について、ある内容を、音声あるいは文字を媒材として、表現する行為である。

または、ある主体が、ある場面（相手・場）において、ある意図をもって、音声あるいは文字を媒材とした表現から、その題材、内容、意図を、理解する行為である。

なお、音声を媒材とした表現行為を「音声表現」、理解行為を「音声理解」、文字を媒材とした表現行為を「文字表現」、理解行為を「文字理解」とする。媒材から見た言語のありかたを「言語形態」とし、それには「音声言語形態」と「文字言語形態」がある。「表現」「理解」の別、「音声」「文字」の別により、言語のあり方も異なってくる。

2 「言材」の規定

2・1 以上、「行為」としての「言語」を規定してきたわけだが、これだけでは実際にどのようにして表現・理解が可能になっているのかという点が明確にならない。例えば、桜が咲いたのを見て、「桜が咲いた」という内容を表現しようとするとき、その内容全体を直接〈サクラガサイタ〉という音声の連続に対応させるわけではないからである。そこで、表現行為・理解行為としての「言語」を成立させるための基本的な要素を規定しておく必要がある。^{注6}

極めて原初的な議論になるが、「桜が咲いた」ということを表現するためには、「さくら」「が」「さく」「た」というコトバを知らなければならない。

例えば「さくら」というコトバを習得するということは、<サ・ク・ラ>という音声の連続がひとまとまりであることの認識に始まり、それが〔サ・ク・ラ〕という音概念の連続であることを認識し、そしてその<サクラ> ([サクラ]) という音声（音概念）のまとまりが「桜」という具体的な事物と対応していることを把握し、最終的には〔サクラ〕という音概念が〔桜〕という表象・概念と結びつくことを習得することであると考えられる。ただしこの間には、〔サ〕・〔ク〕・〔ラ〕以外の音概念との違い、「桜」以外の具体的な事物との違いを認識することや、様々の具体的な桜から〔桜〕という概念を作り出すことなどを経る必要があることは言うまでもない。

それでは「が」についてはどうであろうか。〔桜〕という概念と同様なものが〔ガ〕と

結びつくことは認めがたい。しかし〔サクラ〕という音概念が〔桜〕という概念と結びつくまでの習得過程（表現・理解の繰り返し）と同様なことが、〔ガ〕にも起こると考えられる。それは〔サクラ〕が〔桜〕という概念に直接的に結びつくのとは異なり、〔ある概念とある概念との関係についての概念〕とでもいうような「概念」に結びつくのだといえよう。

このように音概念と結びつく概念のあり方はコトバによって異なるが、主体が表現・理解の行為を行うために、また行うことによって、音概念（文字概念）と表象あるいは概念とは密接に結びつけられることになる。このようにして結びつけられたものを「言材」と規定しておく。^{注7}

「言材」はいわば「主体が作った回路」とでも言うべきもので、それ自体すでに抽象的なものであり、また体系的なものである。しかし、それはあくまで個々の言語主体において成立するものであり、必ずしも「一般的なもの」とはいえない。先に言語は具体的には個々の言語主体において成立すると規定したが、そのことと「言材」が抽象的・体系的であることとは矛盾するものではない。

「言材」は「言語」を成立させるための基本的な「質的統一体」であり、定性的単位であるといえる。

また、ある「言材」が他の「言材」とどう関係し合うか、「言語」においてどういう働きをし、役割を持つかなどといった言材に関する様々な情報を「言材情報」と規定しておく。^{注8}

2・2 以上のように考えると、「言語」とは「言材」を用いて行なう「表現・理解行為」というように規定される。先の規定をさらに厳密にすると、次のようになる。^{注9}

言語とは、ある主体が、ある場面（相手・場）において、ある意図をもって、ある題材について、ある内容を、言材を用い、音声あるいは文字を媒材として、表現する行為である。

または、ある主体が、ある場面（相手・場）において、ある意図をもって、音声あるいは文字を媒材とした表現から、言材を用いて、その題材、内容、意図を、理解する行為である。

なお、場面、意図、題材、内容、言材、媒材は、相互に制約を与え、影響し合っている。

2・3 「言材」が言語を成立させる基本的な定性的単位であるとすると、言語が具体的に成立するための最大の定性的単位を設定しておく必要がある。これは主に表現行為に関わることだが、主体がある意図を叶えることを目的にある内容を媒材化するための「質的統一体」である。これを「文話」と規定する。「文話」には、音声表現の「談話」、文字表現の「文章」がある。^{注10}

「言材」がどのようにして「文話」を構成するかということ、「文話」を構成する「言材」がどのような役割を担っているのかを把握することを、それぞれ「表現法」、「理解法」と規定しておきたい。「言材情報」はこの「表現法」、「理解法」に深く関わることになる。

3 「言語」と「言材」

3・1 以上のように「言材」を規定したわけだが、このような「言材」を認めることは、言語を「行為」と規定する言語観と矛盾するのではないか、という点について触れておく必要があるだろう。

いわゆるソシュール・時枝論争において、一つの重要な鍵となっていたのが、言語行為とは別に「ラング的なもの」^{注11}を認めるかどうかということであった。言語過程説においては、一切の「ラング的なもの」を排除し純粹に言語を主体の行為として規定するのに対して、多くの研究者から疑問が提出され、「ラング的なもの」を認めずには言語は成立し得ないという反論がなされたわけである。^{注12}

言語過程説を言語=行為観とするならば、それに対する批判は、時枝博士個人に対するものというより、言語=行為観に対するものと見なければならないだろう。この論争自体は「時枝はソシュール理論を正しく理解し得なかったようだ」ということ以外特に明確な結論の出ないままに終わり、すでに過去の出来事といった印象を残しているように思える。しかし言語をどう規定するかという問題にとっては、この論争は普遍的な意味を持っていくと思われる。

論争に関しては機会を改めて検討したいが、ここでは「言材」に関係するものとして、次の3点につき考察していきたい。

- (1) 言語行為とは別に「ラング的なもの」を認めるかどうか。
- (2) 「ラング的なもの」を認めることにより、言語=行為観は成り立たなくなるのか。
- (3) 「ラング的なもの」が「言語」なのか。

3・2 (1)の点であるが、まず「言材」は「ラング的なもの」かどうかということが問

題となる。

先の規定に拠れば、「言材」も「ラング的なもの」ということになってしまうのだろう。ただし、言材は具体的には、あくまで個々の言語主体において、その主体における体系として成立するものである。したがって他の主体とは異なった言材が成立する可能性もある。特に抽象的な概念をもつ言材は個人差が大きいと考えられる。それが他者との間の表現行為、理解行為を繰り返す（伝達行為を繰り返す）ことによって、次第に互いに矯正を重ね、共通性が高まると考えるのである。また、いわば誤った結びつき、回路ができることがあるわけで、主体によってたえず修正や変更が行われることになる。実際には、誤ったままで固定してしまうことさえあるだろう。「言材」をすぐに一般化したものとして規定してしまうのは、以上の意味で危険である。万人に共通した言材というものを最初から規定してしまうと、研究・教育の重要な部分が欠け落ちてしまう。言材がどのようにして言語主体の中に成立し、言材をどのように用いて表現行為・理解行為が行われるのか、ということを明らかにすることは研究・教育にとって重要な課題となるのである。

以上のように見てくると、言材が「ラング的」といえるかどうか微妙な点もあるが、いずれにしても、「言材」は、言語過程説批判の立場からは認めさせようとしたもの、時枝博士は絶対に認めようとはしなかったもの、すなわち「ラング的なもの」に、ほぼ相当するといえるだろう。その意味では、「言材」の規定は、行為としての言語とは別に「ラング的なもの」を認めるということになるといえる。

3・3 以上のこととは、時枝博士にすれば（また言語過程説批判の立場においても）まさに言語過程説の崩壊を意味するのかもしれない。そこで(2)の問題だが、はたして「ラング的なもの」を認めることにより、言語=行為観は成り立たなくなるのか、ということである。これが、時枝博士を離れた言語過程観すなわち言語=行為観を考える際の大きな問題点となる。

言語=行為観が成り立たなくなるといえるのは、主体の行為と切り離して「ラング的なもの」が設定し得るという場合であると考えられる。この点について確認していきたい。

先にも例として上げた〔サクラ〕—〔桜〕のような言材の場合は、特に主体との関わりを考えずにそれだけを切り離して扱うことも可能に見える。そのために、言材が主体を離れて純粹に客観的な体系のなかに存在するものという意識を生んでしまうのかもしれない。ただし「さくら」の場合でも、言材を成立させるためには、先にのべたように表現・理解の繰り返しを経なければならず、また成立した〔桜〕という概念も個人間によるずれはある

るわけである。

例えば「いらっしゃる」はどうだろうか。〔イラッシャル〕という音概念が〔いく・くる・いる〕という概念と対応している、ということだけで言材が成り立っているとは認めがたいだろう。いわゆる活用形、格関係などの言材情報は動詞に共通のものとすると、後は敬語に関わる情報になる。つまり動作主体を上位者として待遇するという情報が加わることになるのである。しかし考えてみると、これは一般的な上位者という規定ではなく、あくまで「表現主体が、上位者であると認識した者」という意味である。となると表現主体の認識抜きには決定できないことになる。要するに、言材の基本的な規定においても、表現主体が関わってくるということである。いわゆる待遇表現関係の言材はすべてがこのように考えられる。それらを、例外、特殊などとすることはできないであろう。

また、言材は「文話」において、その基本的な概念とは異なる概念で用いられることがあることは、いわゆる比喩的意味や文脈的意味などにおいて明らかである。例えば「あなたは頭がいい」という表現において「(頭が)いい」という概念をどう捉えるかは、個々の表現行為によって決定されるのである。

「ラング的なもの」の存在を否定することはできないが、それは個々の主体の行為と切り離して存在するものではあり得ない。「言材」を「ラング的なもの」と認めた場合でも、それはあくまで「言語」において意味を持つ存在なのである。このように考えれば、「ラング的なもの」を認めることと、言語を行為と規定することとはなんら矛盾しない。つまり、「ラング的なもの」を認めたら言語=行為観が成り立たなくなるということもあり得ないのである。

3・4 しかし、言語=行為観に「ラング的なもの」を認めることによって、行為よりも「ラング的なもの」を重要視する言語観との差が曖昧になり、言語=行為観を提唱する意味がないということになるのだろうか。ここで問題になるのが(3)の「ラング的なもの」が「言語」なのか、ということである。

これまで単純に「ラング的なもの」とだけしてきたが、大きく次の3つに分けて考えることができるかと思う。

- A. 個々の言語主体において成り立つ「ラング的なもの」
- B. 言語主体一般において成り立つ「ラング的なもの」
- C. 言語主体を離れて成り立つ「ラング的なもの」

Aは、「言材」のように、言語=行為観において認め得るものである。Bは、表現・

理解行為の「型」とでもいべきもので、ここでの用語で言えば「言材情報の体系」や「表現法・理解法の体系」などになろう。Cは、Bの体系を主体とは切り離したもの、いわば抽象的な体系といえるだろう。

Aについてはこれまで述べてきたとおりである。Bについても、それが個々の言語主体において認識され、知識あるいは制約として行為に関わることは考えられる。しかし、あくまでそれは言語を分析・抽象した結果得られるものであろう。「が—桜—た—咲く」ではなく「桜—が—咲い—た」と表現される根本にある規制はたしかに個人を越えて存在するものといえようが、言語=行為観においてはその規則が言語なのではなく、その規則を習得するために、また習得することによって、「桜が咲いた」ということを表現し、理解する行為が「言語」であると規定するわけである。さらに言えば、その行為が何を意図しているのか、その伝達行為によってどういう人間関係がつくられるのか、といった方向に研究も展開していくのである。

ただし、ここで明確にしておかなければならぬことは、前稿でも述べたように、言語=行為観に基づく研究においても、行為としての言語の一般性、法則というものを追究するのであり、個人の特質の追究をするわけではない、ということである。その意味ではBは、言語=行為観においても研究目的とはなるのだが、研究対象である「言語」とはいえないわけである。

Cについてはどうだろうか。主体を離れた抽象的な体系が言語であると規定した場合に、主体はどこに位置づけられるのだろうか。よく「体系」と「運用」と言われるが、「体系」が「言語」であれば、「運用」は「言語を使うこと」になるのだろう。しかし、「体系=言語」と「運用」という図式に基づき、運用を扱えばそれが主体の行為を扱っていることになるという規定の仕方では、真の言語の姿の研究・教育からは遠く隔たったものになってしまうことをおそれるのである。「体系」について研究するのが「言語学」であるなら、「運用」について研究するのは一体何学になるのだろうか。「言語運用学」になるのだろうか。これでは言語研究としての重要性が異なるような印象を与える。言語の教育はどのように考えられるのだろうか。「体系」が習得されればよいと考えるのだろうか。それとも教育は「運用」の領域なのだろうか。いずれにしても先に述べたように、主体の行為をまったく離れて、言語を規定することは不可能であると考えられるため、主体を切り離して言語を規定することには強く疑問を持たざるを得ない。

「言語」と「言材」は、いずれもが主体と不可分の関係にあり、「体系と運用」という関係とは異なるといえる。そして先から言材をあえて「ランゲ的なもの」と認めてきたわ

けだが、それは、「行為」と「ラング的なもの」との安易な折衷を意図しているのではなく、両者が融和しうるものであり、対立関係や主従関係ではないということ、言語を考察する際にはいずれもが必要なものであるということを規定するためなのである。

言語は「ラング的なもの」ではなく、あくまで「主体の行為」である。その点において、言語=行為観と「ラング的なもの」を言語と規定する言語観とは、明確に異なるのである。

4 言語研究、言語教育の規定

以上、「言語」と「言材」の規定をしてきたわけだが、最後にこの規定に基づいた「言語研究」「言語教育」がどのようなものになるかについて簡単に触れておくことにする。

「言語」を「行為」と規定した場合の言語研究の目的は、音声・文字を用いた表現行為・理解行為の解明である。これは伝達行為の解明ということでもある。

研究の課題は、もちろん「言語」に関わるすべてが対象となるが、重要なことは、それらが主体の行為として、どう位置付けられるかということになる。このこと抜きには、言語を行為と規定した意味がなくなってしまうからである。

「言語」を「行為」と規定した場合の言語教育の目的は、学習者に音声・文字を用いた表現行為・理解行為を習得させることである。ただし、行為の習得を目指すということは言材を軽視してよいということではない。先にも述べたように両者は不可分なものなのである。

以上本稿で述べたことは、あくまで「規定」にすぎない。その具体的な解明はすべてが今後の課題として残されているといえる。冒頭にも述べたように、この規定が真理であるか否かは、言語研究、言語教育の実践を通じて明らかになっていくのだと思う。

注1 拙稿「言語観と言語研究」『国語学研究と資料』10(1986)、(以下「前稿」とする)

注2 「言語過程説」は、卒業論文『日本ニ於ケル言語觀念ノ発達及言語研究ノ目的ト其ノ方法（明治以前）』(1924)、『国語学史』(1940)、『国語学原論』正編(1941)・続編(1955)、『現代の国語学』(1956)などにおいて、理論的展開がなされた。

注3 「時枝教授の説に似た思想は西洋の学者にも見出せる。」服部四郎「言語過程説について」『国語国文』26・1(1957)。言語=行為観の研究史については、別の課題としたい。なお、時枝博士が卒業論文執筆時、イエスペルセン(Otto Jespersen)の影響を受けたことは、『国語学への道』(1957)に記されている。

注4 言語がある具体的な「言語主体」において成立すると規定することと、言語研究において、一般的「言語主体」を考えることとは矛盾しない。ただし、一般的な言語主体を設定するということは、すでに研究対象としての言語を一般化して考えているということであるため、言語主体の

- 根源的なあり方の規定とはなり得ないのである。
- 注5 前稿においては、「場面」を「言語に何らかの影響を与えるすべてのもの・こと」と規定したが、
場面という語の一般的な意味と離れすぎるため、本稿では上のように規定する。
- 注6 1の規定を含め基本的な考察は、蒲谷・坂本恵「待遇表現教育の構想」『早稲田大学日本語研究教育センター紀要』3（1991）において試みた。
- 注7 このように考えると「内容」もその多くがすでに「言材」によって成立しているともいえそう
だが、言材化以前ともいべき、認識はできても概念化し得ない対象や事態、捕捉し得ない自己
の思想や感情といったものも考慮する必要がある。したがって、「内容」のすべてが「言材」によっ
て成り立つとは規定しない。
- 注8 音概念が直接対応する概念と結びつくかどうかによっていわゆる「詞」「辞」の分類がなされ
ると考えられるが、「さくら」と「さく」、「が」と「た」は、言材情報を考慮するとさらに分類
されることになる。これらについても、稿を改めて考えることにしたい。
- 注9 音声（文字）化しない言材段階のものを「内言語」とする。
- 注10 「文話」における「言材」を「語」と規定し、「文話」を構成する基本的単位を「文」（主体が
あるひとまとまりの内容を表現するための質的統一）と規定しておく。また「文」を構成する
要素として「句」（「語」の集合体）、「文話」を構成する要素として「文団」（「文」の集合体）を
設定しておく必要もある。なお、それが「語」「句」「文」「文団」「文話」であることを決定す
るのは、あくまで主体の「それが質的統一である」という意識による。
- 注11 「ラング的なもの」という曖昧な用語を用いることについて、断っておかなければならぬだ
ろう。ソシュールの提唱した術語としての「langue」は、その解釈がソシュールの研究者たちに
よっても様々であり、現段階では厳密に定義したものとして提示し得ないのだが、「ラング的な
もの」とすると、個々の具体的なものではなく一般性をもつもの、体系的なもの、行為ではなく
型、といったような意味内容をもつものとして、ほぼ共通の理解が得られるという利点がある。
したがって「ラング」というより「ラング的なもの」というほうが（曖昧な分だけ）かえって誤
解を生じないと考えられるわけである。
- 注12 多くの研究者から様々な疑問・批判が出されたが、初期のものの代表として、佐藤喜代治「言
語過程説についての疑問」『国語学』2（1948）、『国語学原論』続編（1955）出版後のものとして
服部四郎「言語過程説について」（前掲）などがある。それぞれに対して時枝博士からも「佐藤
喜代治氏の『言語過程説についての疑問』に答へて」『国語学』4（1949）、「服部四郎教授の『言
語過程説について』を読む」『国語国文』26・4（1957）、という反論があった。（さらに、服部博
士からも「ソシュールの langue と言語過程説」『言語研究』32（1957）、という再批判がある。
この論争については、大橋保夫「ソシュールと日本 服部・時枝言語過程説論争の再検討—『言
語は実在体ではない』をめぐって」（上）、（下）『みすず』166、7（1973）という論考がある。）
またソシュール研究が進み、もはや「時枝のソシュール批判」自体が問題ではなくなつた段階の
ものとして、前田英樹「言語における行為と差異—再び SAUSSURE と時枝をめぐって—」『フ
ランス語学研究』13（1979）などがある。